(5) 財団法人 鳥取県国際交流財団給与等状況報告書

1 職員給与費の状況 (平成17年度)

職員数		給	与 費	
順 貝 剱	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	<u> 마</u>
8人	18,303千円	2,939千円	3,378千円	24,620千円

- (注) 職員手当には退職手当を含みません。
 - 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成18年4月1日現在)

国際交流推進員職				
平均給料月額 平均給与月額 平均年齢				
156, 200円	183,514円	31歳		

- (注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。 2 「平均給与月額」は、給料に扶養手当等の職員手当を加えたものの平均月額です。
 - 3 職員の初任給の状況 (平成18年4月1日現在)

区	分	初 任 給	採用 2 年	F後	備 考
国際交流 推進員職	大学卒	156, 200円	_	円	公社等職員の基準給料・主事 級最低額に1.1を乗じた額。
推 使 貝 椒	高校卒	156, 200円	_	円	年次による定期昇給はなし。

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

経区分	験年数	5年	10年	20年	30年	備考
国際交流	大学卒	156,200円	一円	一 円	一 円	
推進員職	高校卒	一 円	一 円	一 円	一 円	

- (注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算 した年数を加算したものです。
 - 5 職員給料の調整額の状況 (平成17年度)

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ 特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の	次 代況 (平成18年	4月1日現在)		
区 分		内	容	
	(支給割合) 区分 6月期	期末手当 0.239月分 (1.4) 《 1.4 》	勤勉手当 0.075月分 (0.71) 《 0.70 》	
期末手当	1 2 月 期	0.261月分 (1.6) 《 1.6 》 0.5 月分	0.075月分 (0.71) 《 0.70 》 0.15 月分	
勤勉手当	(注) ()	(3.0)(3.0)内は事務局長、	(1.42) « 1.40 »	ご給割合です。
(次長級以上は 県の規定に準 ずる)	職制上の段階、 級等による加 (平成17年度実	算措置	有	
	区分 6月期 12月期 計	支給総額 1,611,461円 1,766,337円 3,377,798円	支給職員数 8人 8人 —	一人当たり 平均支給額 201,433円 220,792円 422,225円
退職手当 (県の規定に準 ずる)	・在職期間中の 額のうち、そ	と職特例措置 制度)各月について、職	勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 59.28月分	
	日前日において	ではいいの第定方法の保障措置を設ける	された退職手当の規定 法により計算した額よ う。	
時間外勤務 手当	年 度	支給総額	支給対象 職 員 数	1 人 当 た り 平均支給年額
1 =	平成17年度	1,192,283円	8 人	149,035円

区分		内	容	
区分	対象職員	支	給 月	額
管理職手当	一定の管理ま たは監督の地 位にある職員	制度なし		
	扶養親族とし て配偶者、子	ア配偶者		13,000円
	等を有する職員	イ 配偶者以外の扶養	親族のうち2人	6,000円
扶養 手 当	X	ウ 扶養親族でない画 扶養親族のうち1人		6, 500円
(県の規定に 準ずる)		エ 配偶者のない職員 1人	員の扶養親族のうち	11,000円
7) 3 /		オ ア~エ以外の扶養	親族	5,000円
		15歳に達する日後の ら22歳に達する日以後 までの間にある子		1 人につき 5,000円を 加算
		(平成17年度実績)	該当なし	
	住宅を借り受け 月額12,000円を 超える家賃を支	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、: 支給	最高27,000円まで
住居手当	払っている職員 又は自宅に居住 している職員 である職員	イ 自宅居住者	1,500円(新築・貝 を経過するまでの	
準ずる)	C W S MK PC	ウ 単身赴任手当受 給者で配偶者の居 住する借家・借間 を借り受けている 者	借家・借間居住者 た額の2分の1に	
		(平成17年度実績) 1人当たり平均支	給月額 25,250円	
通勤手当	交通機関等を利 用し、皮質に 車等を使用して 通勤している職	ア 交通機関等利用者	次の①又は②のうう 当たりの額が低い。 ①支給単位期間の の額	方の額
(県の規定に 準ずる)			の領 ②通勤21回分の <最高限度額 58	
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、 円を支給	2,200円~46,400
		ウ 特別急行列車等 を利用する職員	通勤距離に応じ、 支給単位期間の通 行料金等の2分の り2万円を上限と 別急行列車の場合	勤に要する特別急 1 の額(1 月当た する。ただし、特

区分		内		容	
	対象職員	支	給	月	額
		(平成17年度実績	1)		
		支給総額	支給鵈	战員数	1 人 当 た り 平均支給月額
		1,197,600円		8 人	12,475円

役員の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	給 料 · 報 酬 月 額	期末・勤勉手当	備考
常務理事	226, 100円	6月期 2.1月分 12月期 2.3月分	15%加算

- ・役員の報酬は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。 (寄附行為第18条)
- ・常務理事については、常勤のため「公社等職員の基準給料」事務局長職の5%カット後の 金額の給料及び県職員の規定に準ずる手当を支払うこととしている。 ・常務理事以外は非常勤のため無報酬としている。